



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和4年6月28日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課  
課長 大和 稔弘  
主任監察監督官 渡辺 満  
(電話)024(536)4602

## 福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等を行う事業場への監督指導結果（令和3年）を公表します

福島労働局（局長 河西 直人）では、令和3年1月から令和3年12月までの間に、福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対し、管内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

### ◆ 監督指導結果のポイント

#### 1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数	340 事業場
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	137 事業場（40.3%）
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	10 事業場（2.9%）
・労務管理関係の違反事業場数	113 事業場（33.2%）

## 2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数	92 <u>事業場</u>
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	29 <u>事業場 (31.5%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	12 <u>事業場 (13.0%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	6 <u>事業場 (6.5%)</u>

## 3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

監督指導実施事業場数	164 <u>事業場</u>
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	67 <u>事業場 (40.9%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	15 <u>事業場 (9.1%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	43 <u>事業場 (26.2%)</u>

## 4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数	102 <u>事業場</u>
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	43 <u>事業場 (42.2%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	1 <u>事業場 (1.0%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	39 <u>事業場 (38.2%)</u>

- 1 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、高所・足場での墜落防止措置、作業主任者の選任、外部被ばく線量の測定、作業場所の事前調査などが含まれる。
- 2 「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」には、「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」「労務管理関係の違反事業場数」以外（「健康管理関係の違反事業場数」、「元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数」）の違反事業場数は計上していない。

## 1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

### ◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（11 頁及び 15、16 頁参照）

現場における安全衛生関係の措置については、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）等の作業開始前点検、足場の作業床の最大積載荷重の労働者への周知、酸素欠乏危険作業主任者の選任に関する違反事業場がみられる。

健康管理関係については、電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられる。

労務管理関係については、割増賃金の支払、就業規則の作成・届出、賃金台帳の調製、労働条件の明示、年次有給休暇に関する違反事業場がみられる。

### ◆ 労働基準監督署の主な対応

現場における安全衛生関係の措置については、フォークリフトの作業開始前点検、足場の作業床の最大積載荷重の労働者への周知に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。

健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

労務管理関係については、時間外労働等に対する割増賃金の算定基礎に算入すべき手当を含んでいない、就業規則（賃金規程）に労働者へ支給する手当の一部が規定されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

現場における安全衛生関係の措置	フォークリフトの作業開始前点検	指導内容 フォークリフトを用いた作業を行うにあたり、その日の作業を開始する前に、制動装置及び操縦装置の機能等について点検を行っていなかったことから、法定事項について点検を行うよう指導を行った（安衛則第 151 条の 25）。
	足場の作業床の最大積載荷重の労働者への周知	指導内容 足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、この最大積載荷重を労働者に周知させなければならないにもかかわらず、周知していなかったことから、足場の見やすい箇所に掲示する等により周知するよう指導を行った（安衛則第 562 条）。
健康管理関係	電離放射線健康診断結果の所轄労働基準監督署長への報告	指導内容 6 月以内ごとに 1 回実施する定期的電離放射線健康診断を行ったにもかかわらず、当該健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、それを提出するよう指導を行った（電離則第 58 条）。
	割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、また、週の労働時間が法定労働時間（40 時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
労務管理関係	就業規則の記載事項	指導内容 就業規則に手当の決定方法等の法定事項が記載されていなかったことから、就業規則を変更（記載）し、変更後の就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出するよう指導を行った（労基法第 89 条）。
	元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じることのないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

## 2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

### ◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（12 頁及び 17、18 頁参照）

現場における安全衛生関係の措置については、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具の使用、車両系建設機械との接触防止、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置に関する違反事業場がみられる。

労務管理関係については、割増賃金の支払、時間外労働に関する違反事業場がみられる。

### ◆ 労働基準監督署の主な対応

現場における安全衛生関係の措置については、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具の使用、車両系建設機械との接触防止、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害又は健康障害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。

労務管理関係については、週の法定労働時間（40 時間）を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、当該労働時間分の割増賃金を支払っていない、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結・届出することなく時間外労働を行わせているなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

現場における安全衛生関係の措置	防じんマスク等の有効な呼吸用保護具の使用	指導内容 放射能濃度が1万ベクレル/kgを超える汚染土壌の除染作業を行わせるにあたり、労働者に不織布マスクを使用させ、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具を使用させていなかったことから、直ちに有効な呼吸用保護具を使用するよう指導を行った(除染則第16条)。
	割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 週の労働時間が法定労働時間(40時間)を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていないことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った(労基法第37条)。
労務管理関係	時間外労働	指導内容 時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)の締結・届出を行わないまま法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、36協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出するよう指導した(労基法第32条)。
	元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者には法令違反が生じないよう必要な指導を行っていないことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った(安衛法第29条)。

### 3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

#### ◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（13 頁及び 19 頁参照）

現場における安全衛生関係の措置については、移動式クレーンによる作業の方法等の決定等、除染等作業を行う場所の事前調査、昇降するための設備の設置に関する違反事業場がみられる。

健康管理関係については、健康診断結果についての医師等からの意見聴取、除染等電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。

労務管理関係については、割増賃金の支払、時間外労働、賃金台帳の調製、就業規則の作成・届出、年次有給休暇に関する違反事業場がみられる。

#### ◆ 労働基準監督署の主な対応

現場における安全衛生関係の措置については、移動式クレーンによる作業の方法等の決定等、除染等作業を行う場所の事前調査、昇降するための設備の設置に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。

健康管理関係については、健康診断結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

労務管理関係については、労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていない、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

現場における安全衛生関係の措置	移動式クレーンによる作業の方法等の決定等	指導内容 移動式クレーンを用いた作業を行うにあたり、作業の方法(一度につり上げる荷の重量)を定めていなかったことから、法令で定める作業の方法等を定めるよう指導を行った(クレーン則第66条の2)。
	一般健康診断についての医師からの意見聴取	指導内容 一般健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するため必要な措置について医師等から意見聴取を行っていなかったことから、意見を聴取するよう指導を行った(安衛法第66条の4)。
労務管理関係	割増賃金の算定基礎に含むべき賃金	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った(労基法第37条)。
	時間外労働	指導内容 時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、36協定の限度時間内とするよう指導した(労基法第32条)。
	賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に時間外労働時間数や深夜労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った(労基法第108条)。
元方事業者等の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者には法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った(安衛法第29条)。	



#### 4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

##### ◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（14 頁及び 19 頁参照）

現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の用途外使用に関する違反事業場がみられる。

健康管理関係については、電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、健康診断結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられる。

労務管理関係については、割増賃金の支払、賃金台帳の調製、時間外労働に関する違反事業場がみられる。

##### ◆ 労働基準監督署の主な対応

現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の用途外使用に関する違反があり、この措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。

健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握や健康診断結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

労務管理関係については、労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていない、賃金台帳に労働時間数を記載していない、就業規則に労働者へ支給する手当の一部が規定されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

## 指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

現場における安全衛生関係の措置	車両系建設機械 (ドラグ・ショベル) の用途外使用	指導内容 移動式クレーン仕様の車両系建設機械(ドラグ・ショベル)を使用して荷のつり上げ作業を行うに当たり、クレーンモードに切り替えることなく作業を行っていたことから、直ちに作業を中止し、クレーンモードに切り替えた上で移動式クレーンとして作業を行うよう指導を行った(安衛則第 164 条)。
	電離放射線健康診断結果の所轄労働基準監督署長への報告	指導内容 6 月以内ごとに 1 回実施する定期の電離放射線健康診断を行ったにもかかわらず、当該健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、それを提出するよう指導を行った(電離則第 58 条)。
労務管理関係	割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 週の労働時間が法定労働時間(40 時間)を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った(労基法第 37 条)。
	賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に賃金計算期間や労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った(労基法第 108 条)。
	時間外労働	指導内容 時間外労働・休日労働に関する協定(36 協定)の締結・届出を行わないまま法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、36 協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出するよう指導した(労基法第 32 条)。

資料

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和3年）

<表1-1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第18条)	1
車両系荷役運搬機械等の作業計画(安衛則第151条の3)	1
車両系荷役運搬機械等の作業開始前点検(安衛則第151条の25)	2
車両系建設機械の作業計画(安衛則第155条)	1
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)	1
車両系建設機械の用途で使用(安衛則第164条)	1
高所作業車の特定自主検査(安衛則第194条の26)	1
足場の最大積載荷重の労働者への周知(安衛則第562条)	2
酸欠作業の作業主任者の選任(酸欠則第11条)	1

<表1-2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	3
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	6

<表1-3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	20
定期賃金の支払(労基法第24条)	15
時間外労働(労基法第32条)	12
休日労働(労基法第35条)	1
割増賃金の支払(労基法第37条)	52
年次有給休暇(労基法第39条)	19
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	28
寄宿舎規則の届出(労基法第95条)	3
寄宿舎規則の設置等の届出(労基法第96条の2)	3
賃金台帳の調製(労基法第108条)	27
不利益取扱の禁止(労基法第136条)	1
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	10

<表1-4> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	12
足場についての措置(安衛則第655条)	2

1 「表1-1」「表1-2」「表1-3」「表1-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

## 2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（令和3年）

<表 2 - 1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第 18 条)	2
車両系建設機械の接触防止措置(安衛則第 158 条)	2
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第 160 条)	2
車両系建設機械の用途外使用(安衛則第 164 条)	1
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第 170 条)	1
安全に昇降するための設備の設置等(安衛則第 526 条)	1
作業場所の事前調査等(除染電離則第 7 条)	1
有効な保護具の使用(除染電離則第 16 条)	3

<表 2 - 2> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
時間外労働(労基法第 32 条)	3
1 年単位の変形労働時間制(労基法第 32 条の 4)	1
休日労働(労基法第 35 条)	1
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	5
年次有給休暇(労基法第 39 条)	1
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	1

<表 2 - 3> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	10
物品揚卸等についての措置(安衛則第 653 条)	1

2 「表 2 - 1」「表 2 - 2」「表 2 - 3」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

### 3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和3年）

<表3 - 1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系荷役運搬機械等の特定自主検査（安衛則第151条の24）	1
はい作業主任者の選任（安衛則第428条）	1
昇降するための設備の設置等（安衛則第526条）	2
移動式クレーンの作業の方法等の決定等（クレーン則第66条の2）	5
移動式クレーンのアウトリガー等の張り出し（クレーン則第70の5）	1
移動式クレーンの定期自主検査（クレーン則第77条）	1
移動式クレーンの補修（クレーン則第80条）	1
線量の測定（除染電離則第5条）	1
作業場所の事前調査等（除染電離則第7条）	2

<表3 - 2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第66条の8の3）	1
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（安衛法第66条の4）	2
電離健康診断結果の報告（電離則第58条）	1
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第24条）	2

<表3 - 3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示（労基法第15条）	3
定期賃金の支払（労基法第24条）	4
休業手当（労基法第26条）	2
時間外労働（労基法第32条）	16
1年単位の変形労働制（労基法第32条の4）	1
休憩（労基法第34条）	7
時間外労働（労基法第36条）	1
割増賃金の支払（労基法第37条）	25
年次有給休暇（労基法第39条）	9
就業規則の作成・届出（労基法第89条）	10
賃金台帳の調製（労基法第108条）	12
年休管理簿の作成（労基則第24条の7）	2
総拘束時間（改善基準告示第4条）	5
最大拘束時間（改善基準告示第4条）	4
休息时间（改善基準告示第4条）	1
最大運転時間（改善基準告示第4条）	3
連続運転時間（改善基準告示第4条）	8

<表3 - 4> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等（安衛法第29条）	9
移動式クレーン等についての措置（安衛則第662の8）	1

3 「表3 - 1」「表3 - 2」「表3 - 3」「表3 - 4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

## 4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和3年）

<表4 - 1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第164条）	1

<表4 - 2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	2
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)	2
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	3
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第24条)	1

<表4 - 3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	3
定期賃金の支払（労基法第24条）	8
時間外労働（労基法第32条）	13
休憩（労基法第34条）	1
割増賃金の支払（労基法第37条）	25
年次有給休暇(労基法第39条)	6
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	9
法令等の周知義務(労基法第106条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	16
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	1

<表4 - 4> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	2

4 「表4 - 1」「表4 - 2」「表4 - 3」「表4 - 4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

参考

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（平成 29 年～令和 3 年）

表 1 - 1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
監督指導実施事業場数	336	290	325	277	340
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	129	154	188	123	137
違反率（％）	38.4%	53.1%	57.8%	44.4%	40.3%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	14(4.2%)	18(6.2%)	22(6.8%)	10(3.6%)	7(2.1%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	9(2.7%)	17(5.9%)	16(5.0%)	7(2.5%)	10(2.9%)
健康管理関係の違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	14(4.2%)	26(9.0%)	37(11.4%)	16(5.8%)	9(2.6%)
労務管理関係の違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	106(31.5%)	130(44.8%)	148(45.5%)	110(39.7%)	113(33.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	11(3.3%)	12(4.1%)	22(6.8%)	4(1.4%)	14(4.1%)

1 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 1 - 2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	0	0	1	0	1
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	2	0	1	0	0
高所・足場での墜落防止措置(安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条)	0	0	3	0	0
被ばく線量の測定（電離則第 8 条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第 9 条）	1	8	1	0	0
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第 38 条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第 39 条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第 41 条の 2）	0	0	0	0	0
その他	12	24	12	7	10

表 1 - 3 健康管理関係の違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	0	1	0	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	-	-	16	9	3
電離健康診断の実施（電離則第 56 条）	0	3	0	0	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第 57 条）	0	5	7	6	0
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	13	13	16	4	6

**表 1 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）**

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	23	47	33	9	20
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	14	31	19	10	15
休業手当の支払（労基法第 26 条）	0	1	3	2	0
時間外労働（労基法第 32 条）	15	20	36	17	12
有害業務の労働時間制限（労基法第 36 条）	0	0	0	0	0
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	61	50	84	40	52
年次有給休暇（労基法第 39 条）	2	1	1	21	19
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	23	36	64	60	28
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	1	0	0	3
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	0	1	0	0	3
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	1	4	3	0	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	5	8	9	3	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	22	45	53	20	27
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	-	-	1	13	10
その他	7	6	0	1	2

**表 1 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）**

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	11	12	21	4	12
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	0	0	1	0	2

1(2) 「表 1 - 2」「表 1 - 3」「表 1 - 4」「表 1 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 1 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。



## 2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（平成 29 年～令和 3 年）

表 2 - 1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
監督指導実施事業場数	274	267	131	92	92
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	121	164	90	39	29
違反率 (%)	44.2%	61.4%	68.7%	42.4%	31.5%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	38(13.9%)	44(16.5%)	42(32.1%)	3(3.3%)	4(4.3%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	50(18.2%)	41(15.4%)	32(24.4%)	8(8.7%)	12(13.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(3.6%)	24(9.0%)	18(13.7%)	5(5.4%)	0(0%)
労務管理関係の違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	38(13.9%)	88(33.0%)	40(30.5%)	21(22.8%)	6(6.5%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	24(8.8%)	28(10.5%)	19(14.5%)	9(9.8%)	11(12.0%)

2 上記の平成 31 年 1 月～令和 3 年 12 月の「監督実施事業場数」ほか各違反事業場数には、「汚染土壌等の収集・運搬業務」を行う事業場は含まれていない。

2(2) 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 2 - 2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第 18 条）	0	2	0	1	2
車両系建設機械の作業計画（安衛則第 155 条）	9	0	1	1	0
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	2	0	0	2
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	1	3	0	2	1
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	2	1	0	0	0
火気使用場所の火災防止（安衛則第 291 条）	0	0	1	0	0
はい作業主任者の選任（安衛法第 14 条、安衛則第 428 条）	0	0	1	0	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条）	0	1	0	0	0
安全通路（安衛則第 540 条）	0	0	1	0	0
クレーンの月次点検（クレーン則第 35 条）	0	0	1	0	0
クレーンの作業開始前点検（クレーン則第 36 条）	0	0	1	0	0
移動式クレーンの作業方法等の決定等（クレーン則第 66 条の 2）	5	0	1	2	0
事前調査（石綿則第 3 条）	0	2	2	0	0
外部被ばく線量の測定（除染電離則第 5 条）	10	4	3	0	0
線量測定結果の確認、記録（除染電離則第 6 条）	1	2	6	0	0
作業場所の事前調査・明示（除染電離則第 7 条）	20	21	16	0	1
作業の指揮者（除染電離則第 9 条）	0	3	0	0	0
作業の届出（除染電離則第 10 条）	0	0	1	0	0
退出者の汚染検査（除染電離則第 14 条）	2	7	0	0	0
持出物品の汚染検査（除染電離則第 15 条）	1	1	0	0	0
有効な保護具の使用（除染電離則第 16 条）	9	3	1	0	3
その他	19	16	0	2	4

**表 2 - 3 健康管理関係の違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）**

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	0	4	1	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	-	-	4	3	0
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	0	1	0	0	0
除染等電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	0	0	0	1	0
除染等電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	0	2	2	0	0
除染等電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	0	0	1	0	0
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	9	21	15	2	0
その他	1	2	0	0	0

**表 2 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）**

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	4	18	5	6	0
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	3	23	13	3	0
休業手当の支払（労基法第 26 条）	0	1	2	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	12	23	21	10	3
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	23	36	16	11	5
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	5	22	16	5	0
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	2	2	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	0	2	2	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	0	5	1	0	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	1	5	4	1	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	11	38	21	7	1
年休管理簿の作成（労基則第 24 条の 7）	-	-	0	2	0
その他	2	2	0	1	3

**表 2 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）**

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	29	26	19	9	10
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条）	0	0	0	0	0
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	0	2	0	0	1

2(3) 「表 2 - 2」「表 2 - 3」「表 2 - 4」「表 2 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 2 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

### 3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

表3 監督指導実施事業場数及び違反事業場数（平成31年1月～令和3年12月）

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
監督指導実施事業場数	207	199	164
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	138	90	67
違反率(%)	66.7%	45.2%	40.9%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	15(7.2%)	6(3.0%)	5(3.0%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	28(13.5%)	35(17.6%)	15(9.1%)
健康管理関係の違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	9(4.5%)	4(2.4%)
労務管理関係の違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	84(40.6%)	34(17.1%)	43(26.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	23(11.6%)	10(6.1%)

3 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

### 4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

表4 監督指導実施事業場数及び違反事業場数（平成31年1月～令和3年12月）

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
監督指導実施事業場数	139	183	102
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	92	124	43
違反率(%)	66.2%	67.8%	42.2%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	31(22.3%)	5(2.7%)	4(3.9%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	7(5.0%)	11(6.0%)	1(1.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	32(23.0%)	15(8.2%)	8(7.8%)
労務管理関係の違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	56(40.3%)	96(52.5%)	39(38.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(7.2%)	13(7.1%)	2(2.0%)

4 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

### 5 汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（平成29年～令和3年）

年	平成29年		平成30年		平成31年(令和元年)		令和2年		令和3年	
	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	157	117	149	118	288	50	155	136	197	59
違反事業場数	50	71	85	79	197	31	55	74	73	23
違反率(%)	31.8%	60.7%	57.0%	66.9%	68.4%	62.0%	35.5%	54.4%	37.1%	39.0%

5 平成31年1月～令和3年12月分には、中間貯蔵施設等への運搬を行う事業場数も含まれている。

## 6 福島労働局における監督指導の他の取組（令和3年）

（1）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び元請事業場に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、廃炉作業を行う元方事業者を通じ全ての関係請負人に対し労務関係を主とした資料を配付し、関係法令の遵守が図られるよう周知（9月）
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（2月、6月、10月）
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（1月、9月）

（2）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

- ・ 「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（6月、9月）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の講話会（12月）において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（6月）